

青森県報

第六百九十六号

令和五年
十二月六日
(水曜日)

目次

告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………
が生活習慣病・対策課 …… 一
 - 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の名称及び所在地の変更の届出……………
同 …… 一
 - 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定
同 …… 二
 - 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医師の主
として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並
びに担当する診療科名の変更の届出……………
同 …… 三
 - 略痰吸引等業務の登録……………
(高年齢福祉
保険課 …… 四
 - 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃
止の届出……………
(障害福祉課 …… 四
 - 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の障害児通所
支援事業の廃止の届出……………
同 …… 四
- 雑 報
- みちのく有料道路のETC導入に伴う通行料金の変更……………
(道路公社) …… 五
 - みちのく有料道路における自動料金収受システムの利用開
始……………
同 …… 六
 - 青森県道路公社の有料道路に係る料金の徴収施設及びその

付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法の一
部変更…………… (同) …… 六

告 示

青森県告示第七百二十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第二十条の
規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の
規定により公示する。

令和五年十二月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
有限会社おき薬局	むつ市柳町一丁目二の二四	令和 五・八・三
中央薬品株式会社中央調剤 薬局浪館支店	青森市浪館前田四丁目七の四〇	五・一〇・六
アサヒ調剤薬局	東津軽郡今別町大字浜名字中宇田一の 二〇	五・一〇・三

青森県告示第七百十三号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一
項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定
により公示する。

令和五年十二月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	所在地	指定期月日
おき薬局	むつ市柳町一丁目二の二四	令和 五・九・一
ハッピー調剤薬局弘前浜の町店	弘前市大字浜の町西一丁目五の二一	五・一〇・一
アサヒ調剤薬局	東津軽郡今別町大字浜名字中字田一の二〇	五・二・一
ミ、いしかわ薬局	弘前市大字石川字石川一〇三の五	〃
訪問看護ステーションあいかぜ	三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠三一の四七	〃
訪問看護ステーション健心	青森市篠田三丁目一の二一ハイツ そうま一号室	五・二・二
マエダ調剤薬局あおぞら店	弘前市大字中野一丁目九の一	五・二・二〇
ハッピー調剤薬局青森藤崎店	南津軽郡藤崎町葛野新岡元一〇九	五・二・三

青森県告示第七百十四号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第十九条の規定により、次のとおり指定医療機関から名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第二十四条第二号の規定により公示する。

令和五年十二月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区分	名称	所在地	変更年月日
変更前	相原内科小児科医院	弘前市大字青山三丁目八の二	令和 三・三・二四
変更後	相原内科医院		

変更前	ひばかり調剤薬局	八戸市日計一丁目二の四三	五・八・一
変更後	アイン薬局ひばかり店		

青森県告示第七百十五号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

令和五年十二月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定医師の区分	氏名	名称	所在地	担当診療科名	指定期月日
難病指定	熊谷 知幸	熊谷眼科医 院	八戸市小中野四 丁目一の五三	眼科	令和 五・九・二九
難病指定	田中 芳美	公益財団法人 鷹揚郷腎 病研究所青森 病院	青森市大字石江 字岡部一〇一の 一	泌尿器科	五・一〇・二
難病指定	吉田 和貴	聖康会病院	弘前市大字和泉 二丁目一七の一	精神科	〃
難病指定	小川 哲也	十和田市立 中央病院	十和田市西十二 番町一四の八	整形外科	五・一〇・四
難病指定	葛西 崇	つがる西北 五広域連合 つがる総合 病院	五所川原市字岩 木町一二の三	耳鼻咽喉科	五・一〇・三

青森県告示第七百十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

令和五年十二月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区分
難病指定医	難病指定医	の区分
齋藤 文男	齋藤 文男	氏名
一般財団法人愛成会弘前愛成会病院	聖康会病院	名称
弘前市大字北園一丁目六の二	弘前市大字和泉二丁目一七の一	所在地
精神科、心療内科	精神科、神経科、心療内科	担当する診療科名
令和五・四・一		変更年月日

難病指定医	難病指定医	難病指定医
山口 大夢	濱近 草平	熊原 遼太
青森県立中央病院	一部事務組合下北医療センター東通村診療所	弘前記念病院
青森市東道二丁目一の一	下北郡東通村大字砂子又字里一七の二	弘前市大字境間字西田五九の一
耳鼻咽喉科、頭頸部外科	内科、小児科	整形外科
五・〇・二五	五・〇・一八	五・〇・一六

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医
宮澤 淳一	伊藤 素之	角田 聖英	齋藤 祥子	油川 広太	相原 守夫	高畑 武功							
町立大鰐診療所	町立大鰐病院	中部クリニック	安方クリニック	むつ総合病院	弘前大学医学部附属病院	河原木ファームクリニック	高橋こどもクリニック	弘前大学医学部附属病院	独立行政法人国立病院機構弘前病院	相原内科医院	相原内科小児科医院	弘前大学医学部附属病院	
田四〇の四	南津軽郡大鰐町大字蔵館字川原	青森市中央三丁目一〇の二	青森市安方一丁目一の六	むつ市小川町一丁目二の八	弘前市大字本町五三	八戸市日計一丁目二の四五	八戸市売市三丁目一の三一	弘前市大字本町五三	弘前市大字富野町一	弘前市大字青山三丁目八の二	弘前市大字本町五三		
内科	内科	内科、外科	脳神経外科	小児科、内科	整形外科	整形外科	小児科、内科	整形外科	整形外科	内科、小児科	消化器内科、血液内科、膠原病内科	腫瘍内科	
〃	〃		五・〇・一	五・八・一	五・四・一	五・四・一	五・四・一	五・四・一	五・四・一	三・三・二四	三・四・一		

変更後	変更前	変更後	変更前
難病指 定医		難病指 定医	
三上 健一 郎		三上 光博	
療所 町立大鰐 診療	院 町立大鰐 病	療所 町立大鰐 診療	院 町立大鰐 病
南津軽郡大鰐町 大字蔵館字川原 田四〇の四		南津軽郡大鰐町 大字蔵館字川原 田四〇の四	
内科		外科	
〃		〃	

青森県告示第七百十七号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和五年十二月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

〇二五〇 一八六	令和 五・二・三	社会福祉 法人吉幸 会	住所 三戸郡五 戸町苗 代沢三 六六〇	事業 名称 特別養 護老人 ホーム メール 山台	所在地 八戸市北 白台山五 丁目二の 一五	業務開始 年月日 令和 五・二・三	備考 介護老人 福祉施設
-------------	-------------	-------------------	---------------------------------	--	-----------------------------------	----------------------------	--------------------

青森県告示第七百十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和五年十二月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス 事業者	障害福祉 サービスの 種類	障害福祉サービス事業を 行う事業所	廃止 年月日
名称 株式会社 ヴァーベナ	名称 株式会社 ヴァーベナ	名称 株式会社 ヴァーベナ	令和 五・二・三〇
主たる事務所の 所在地	所在地	所在地	
弘前市大字和徳 町一七八	弘前市大字和徳 町一七八	弘前市大字和徳 町一七八	
就労継続 支援A型	就労継続 支援A型	就労継続 支援A型	
就労継続 支援B型	就労継続 支援B型	就労継続 支援B型	
生活介護	生活介護	生活介護	
大阪府大阪市東 成区東小橋二丁 目三階	大阪府大阪市東 成区東小橋二丁 目三階	大阪府大阪市東 成区東小橋二丁 目三階	
支援A型	支援A型	支援A型	
ふわん・せる	ふわん・せる	ふわん・せる	
弘前市大字緑ヶ 二丘一丁目三の 一	弘前市大字緑ヶ 二丘一丁目三の 一	弘前市大字緑ヶ 二丘一丁目三の 一	
〃	〃	〃	

青森県告示第七百十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第二十一条の五の二十五第二号の規定により公示する。

令和五年十二月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

株式会社 ヴァーベナ	株式会社 ヴァーベナ	株式会社 ヴァーベナ	株式会社 ヴァーベナ	指定障害児通所支援事業者 の主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業所	廃止年月日
弘前市大字和徳町一七八	弘前市大字和徳町一七八	弘前市大字和徳町一七八	弘前市大字和徳町一七八	児童発達支援	児童支援事業所ポコ	弘前市大字和徳町一七八	令和五・二・三〇
放課後等デイサービス	児童発達支援	放課後等デイサービス	児童支援事業所ポコ	児童支援事業所ポコ	児童支援事業所ポコ	弘前市大字和徳町一七八	〃
ポコアポコ緑ヶ丘	ポコアポコ緑ヶ丘	児童支援事業所ポコ	児童支援事業所ポコ	児童支援事業所ポコ	児童支援事業所ポコ	弘前市大字和徳町一七八	〃
弘前市大字和徳町一七八	弘前市大字和徳町一七八	弘前市大字和徳町一七八	弘前市大字和徳町一七八	〃	〃	〃	〃

雑 報

青森県道路公社公告第二号

みちのく有料道路にETCシステムを導入することに伴い、料金を次のとおり変更するので、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十五条第一項の規定に基づき公告する。

令和五年十二月六日

青森県道路公社理事長 岡 前 憲 秀

一 料金
(通行一台一回につき 単位：円)

区車種分	普通車	大型車(Ⅰ)	大型車(Ⅱ)	軽自動車等	軽車両等
------	-----	--------	--------	-------	------

料金の額	八六〇円	一、三三〇円	三、〇八〇円	六五〇円	八〇円
------	------	--------	--------	------	-----

ア ETC料金納付(有料道路自動車料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに關する省令(平成十一年建設省令第三十八号)第一条に規定するETCシステムを利用した無線通信による料金の納付をいう。以下同じ。)を行う者の自動車(イの割引を適用する自動車を除き、ETC料金納付を行うことができなかった者の自動車を含む。)について適用する割引後の料金の額は、次のとおりとする。

(ETC車通行一台一回につき 単位：円)

区車種分	普通車	大型車(Ⅰ)	大型車(Ⅱ)	軽自動車等
料金の額	七七〇円	一、一八〇円	二、七七〇円	五八〇円

イ 障害者割引については、次のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱(昭和四十八年九月二十七日厚生省発児第百五十六号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより交付されている療育手帳(以下「手帳」という。)
に、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十四条に基づく福祉に關する事務所(市町村及び特別区が設置したものに限る。)若しくは当該事務所を設置していない町村又は青森県道路公社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の①又は②の要件を満たすものとして、青森県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。なお、当該手続きがなされた自動車についてETC料金納付を行う場合にあっては、青森県道路公社が別に定めるところにより登録がなされたETCカード及び車載器を使用する場合に限り本割引を適用するものとする。また、以下の①又は②の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、青森県道路公社が別に定めるものについては、青森県道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。

① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、青森県道路公社が別に定めるもの

② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和四十八年九月二十七日児発第七百二十五号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき青森県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、青森県道路公社が別に定めるもの

(イ) 割引率
割引率は五十%以下とする。

二 実施時期

令和五年十二月十九日 午後三時

青森県道路公社公告第三号

有料道路自動料金收受システム（以下「ETCシステム」という。）を使用して料金の徴収を行うので、有料道路自動料金收受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成十一年建設省令第三十八号）第二条第一項の規定により公告する。

なお、ETCシステムを使用した料金の徴収は、東日本高速道路株式会社に委任する。

令和五年十二月六日

青森県道路公社理事長 岡 前 憲 秀

一 ETCシステムを使用して料金の徴収を開始する路線名
県道後平馬屋尻線（みちのく有料道路）

二 ETCシステムを使用して料金の徴収を開始する日時

令和五年十二月十九日 午後三時

三 ETCシステム利用規程

令和五年三月二十四日付け官報号外第五十九号で公告された東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社が定めたETCシステム利用規程による。

青森県道路公社公告第四号

平成二十年五月二十八日付けで公告した「青森県道路公社の有料道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法」の一部を変更するので、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十四条第四項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和五年十二月六日

青森県道路公社理事長 岡 前 憲 秀

第一条中「公社が」を削り、「基づき料金を徴収する」を「おける運転者が通行させる」に、第五条を第七条に改め、第五条、第六条を次のとおり新設する。

(ETC専用施設における通行方法)

第五条 ETC専用施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

一 標識その他の方法によつて徐行し又は停止すべき旨が表示されている施設においては、ETC通行車は、当該表示に従つて通行しなければならない。

二 ETC通行車以外の通行車両は、ETC専用施設を通過してはならない。

(ETC・一般共有人施設における通行方法)

第六条 ETC・一般共有人施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

一 ETC通行車は、係員による徐行し又は停止すべき旨の指示がある場合には当該指示に従つて、標識その他の方法による徐行し又は停止すべき旨の表示がある場合には当該表示に従つて、通行しなければならない。

二 ETC通行車以外の通行車両は、第三条に定める通行方法により、通行しなけ

ればならない。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭